

# 地域再生計画

## 1、地域再生計画の名称

川根型産業活性化計画

## 2、地域再生計画の作成主体の名称

静岡県、島田市

## 3、地域再生計画の区域

静岡県島田市川根地区の一部(家山地区及び笹間地区)

## 4、地域再生計画の目標

○島田市川根地区の特性と課題

島田市川根地区は、静岡県のほぼ中央部、大井川の中流域に集落が分布するのどかな山村です。

当地域は、縄文時代から人が住み、自然豊かな環境を利用し生活が営まれてきました。特に、東京上野の寛永寺建立にも利用されたとする大井川流域の木材は全国でも有数の材として認められ、日本の木造建築には欠かせないものとなりました。また木材同様、川根地域の一大産業である緑茶栽培は、古くは「茶年貢」として幕府に納められていたほどの良質のお茶として認められ、その後も先人の努力により育まれた「川根茶」は、日本茶を代表するブランドとして多くの方に親しまれています。

このような地域特性を活かした歴史を経て、昭和30年、下川根村・伊久身村・笹間村が合併し、旧川根町(現島田市川根地区)が誕生しました。以来、緑豊かな環境の中で計画的にまちづくりを進め、旧川根町当時、「水の音を五感で感じるやすらぎの郷」を総合テーマにした第3次総合計画のもと、地域性を活かした施策が展開されてきました。

しかしながら、第二次産業・第三次産業の発展により人口も都市に集中し、就業の場・快適な生活を求めて都市に出て行く者も多く、当市川根地区においても全国の山村地域同様、過疎化の一途を辿っているのが現状です。

また、主産業である緑茶栽培は、コーヒーや紅茶へのニーズの多様化による需要の低下や他の平地地域での大型機械による効率化された茶栽培の躍進により、当市川根地区のような山間地での茶業は年々苦しい状況にあるため、作業効率の一層の向上により、コスト削減を図ることが強く望まれています。

一方、全域の88パーセントが山林で占められる当市川根地区では、緑茶栽培と並ぶ主産業として良質な大井川材を生産していますが、これも輸入外材や新建材の普及により国内材の需要が低くなってきており、人口減少に伴う後継者不足と合わせ、このままの状態では経済林として成り立たなくなるばかりか、水源涵養や森林の環境保全に対し悪影響を与えることが強く懸念されます。

このようなことから、産地特産物を活かした地域の活性化を推進するため、市道整備や林道整備等、道路の開設・改良を積極的に行い、生活道としての道路の確保はもちろんのこと、農業作業用車両の通行・森林管理車両の通行・造林育林のための重機の搬入搬出などを容易にすることにより、効率的な川根型農林業の推進を図ることとします。

また、集落間を結ぶ林道を開設することにより、災害時のアクセス道路としての機能を持たせたり、市道の改良を行うことにより、交通安全・防災上も含めた効果的な整備を進めることは、地域住民の「安全で安心して暮らせる思い」にもつながることになります。

このような取り組みを通じて、産地特産物を活かした地域の活性化や安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

【目標1】 林業振興と環境保全の推進(管理可能な利用区域面積の増加 143ha)

【目標2】 防災時の緊急アクセス道路としての整備によるアクセス時間の短縮(5分短縮)

【目標3】 集落間交通のすれ違い困難箇所の解消(2箇所 → 0)

## 5、目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

湯島地区と倉平地区を結ぶ「林道湯倉線開設事業」を進めることにより、利用区域が拡大することや木材の搬出作業の効率化が図られることから、林産物の収益増加が見込まれます。また、新設道路は災害時におけるアクセス道路として活用します。

現道としてある「市道前山線」(昭和62年12月21日旧町道認定、平成20年4月1日市道に移管)「市道石上日掛線」(昭和60年12月25日旧町道認定、平成20年4月1日市道に移管)については、改良を進めることにより、集落間の往来が今までより利便性を増すことから、林業の促進のみではなく、生活道としての価値・地域間交流・防災・交通安全等多面に渡り、生活水準の向上につながります。

### 5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

#### 道整備交付金を活用する事業

##### [ 事業主体 ]

静岡県・島田市

##### [ 施設の種類 ]

- ・林道
- ・市道

##### [ 事業区域 ]

- ・島田市川根地区

##### [ 事業期間 ]

- ・平成17年度～20年度

##### [ 事業費 ]

- ・総事業費 1億6,720万円
  - 林道 16,500千円 (うち交付金 9,075千円)
  - 市道 150,700千円 (うち交付金 75,350千円)

##### [ 整備量 ]

- ・林道 42m
- ・市道 760m

### 5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか「水の音を五感で感じるやすらぎの郷づくり」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとします。

- ・市道野守中村線維持修繕工事
- ・市道久奈平線維持修繕工事
- ・市道雲見線維持修繕工事
- ・市道保育園線維持修繕工事
- ・林道峰倉平線改良工事
- ・森林基幹道大尾大日山線開設事業(県営)
- ・森林基幹道八高山線開設事業(県営)

## 6、計画期間

平成17年度～平成20年度

## 7、目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に、島田市が、必要な調査を行い、状況を把握・公表するとともに、関係機関や地元住民と密接な連携を図り、達成状況の評価・改善すべき事項の検討を行います。

## 8、地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

「該当無し」

---

(添付資料)

目次

(1) 地域再生計画の区域に含まれる行政区を表示した図面又は縮尺、方位、目標となる地物及び地域再生計画の区域を表示した見取図

- |                     |     |      |
|---------------------|-----|------|
| ・地域再生計画の区域          | 付録1 | 付1-1 |
| ・道整備交付金による施設整備の整備箇所 |     | 付1-2 |

(2) 地域再生計画の工程表及びその内容を説明した文書

- |             |     |      |
|-------------|-----|------|
| ・地域再生計画の工程表 | 付録2 | 付2-1 |
| ・工程表の説明     |     | 付2-2 |

(3) 参考資料

- |                     |     |  |
|---------------------|-----|--|
| ・地域再生計画の全体像を示すイメージ図 | 付録3 |  |
|---------------------|-----|--|